

身体障害者手帳等の交付を受けている方の 観覧料の免除について

1 免除対象となる方

観覧料が免除になるのは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は、療育手帳（以下、手帳といいます）の交付を受けている方です。

2 免除手続き

ご入館の際、受付に手帳を提示していただければ、観覧料を免除いたします。

3 介助者の免除について

手帳の交付を受けている方1名について、その介助者1名が観覧料の免除を受けられます。

- ※ 係員の指示に従い、マナーを守ってご見学くださるようお願いします。
- ・ 川越まつり会館内での飲食は禁止です。

川越まつり会館

開館時間 4月～9月 午前9時30分～午後6時30分まで（入館は6時まで）
10月～3月 午前9時30分～午後5時30分まで（入館は5時まで）

休館日 毎月 第2、第4水曜日（祝日の場合、翌日）
12月29日～1月1日

連絡先 〒350-0062
川越市元町2丁目1番地10
TEL 049-225-2727
FAX 049-227-5001
maturikaikan@city.kawagoe.lg.jp